

株式会社スマイルラボ パソコン修理サービス規約

1. 規約の承諾

本規約は株式会社スマイルラボ（以下「スマイルラボ」と言います）が提供するパソコン修理サービス（以下「本サービス」と言います）に申し込み、スマイルラボがこれを承認したお客様が、本サービスを利用する際の一切について適用されるものとします。本サービスを利用するお客様は、本サービスの申し込み時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 規約の変更

スマイルラボは、本サービスを利用するお客様の了承を得ることなく本規約を随時変更することができるものとし、本サービスを利用するお客様はこれを承諾します。

3. 修理保証

通常の使用状態において、修理完了後2ヶ月以内に同一箇所・同一症状の故障が生じた場合、その際の修理料金は前回の修理価格を上限に保証いたします。ただし、以下の場合は再修理ではなく有償修理になります。

- ・新たにウイルスやスパイウェアによる症状発生および損傷
- ・新たに機器増設、ソフトのインストール・アンインストールなどお客様の作業による環境の変更を行った場合
- ・取付場所の移設、落下などによる症状発生、損傷
- ・火災、地震、風水害、落雷、その他天変地変、公害、塩害、異常電圧による故障及び損傷
- ・一般家庭用以外での使用による故障および損傷

4. データ補償

パソコン修理時、HDDの交換、初期インストール作業等に伴い記憶装置に記憶された内容が消去される場合があります。記憶装置に記憶された内容は、故障や障害の原因にかかわらず、その損失、損害について弊社では一切責任を負いません。また、本サービスの「データバックアップ」につきましては、故障前のデータを完全に復元をお約束するわけではなく、可能な限りデータの復元を試みるもので、その損失、損害について弊社では一切責任を負いません。記憶装置内の内容につきましては、定期的にバックアップをお取りするようお願いいたします。

5. 免責事項

本サービスは、故障前と全く同じ環境に戻すことをお約束するものではありません。ですから、修理完了後の納入修理品に対して、ご指摘の故障内容が感覚的な問題に起因する場合は、修理保証の責を負いません。例えば、以前と何となく違う。アイコンの位置が違う。以前と操作方法が変わった。音が大きくなったような気がする。同じ機種で比較すると、こっちの方がおかしい感じがする等のご指摘で、当社の規定において異常が認められない場合などがこれに当たります。また本サービスは、次の事由による修理品の滅失、毀損による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- ・社会的騒擾その他の事変又は強盗
- ・不可抗力による火災
- ・予見できない異常な交通障害
- ・地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- ・法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

6. 症状が再現できず異常が確認できなかった場合

お客様ご指摘の症状が当社のテストにおいて再現されなかった場合やお客様ご指摘の症状が故障では無かった場合（性能の範囲内(規格内)や取り扱いに問題がある場合は、当社規定による点検技術料（訪問出張を行った場合は、これに加え出張料）を別途ご請求させていただきます。症状が出ずにお返した後、2ヶ月以内に同一の症状が出た場合は前回の点検技術料は差し引かせていただきます。

7. 見積金額に変更が生じる場合 / 修理できない場合

お預かりして最初の検証時また修理進行段階において、お客様よりご指摘の以外の症状が発生した場合、改めて詳細見積をお出しいたします。また、詳細見積提出後の修理キャンセルについては当社規定の着手金（訪問出張を行った場合は、これに加え出張料）を請求いたします。見積り解いただいた商品でも、部品入手不可や何らかの事由により修理出来ない場合もあります。その場合は事前にご連絡いたします。但しその際も修理キャンセル同様に着手金を頂戴いたします。

8. 修理日数

修理品の完了までの日数は修理品の故障状態、部品の入手状況などで一概に確約出来ませんので、お預かり後3日以内に修理にかかる日数をご連絡いたします。（概ね1週間以内です）。修理部品の状況、一時的な部品の入荷待ち状態により多少時間を必要とする場合があります。

9. 重故障(落下・破損・冠水・液漏れ品等)

お客様からお見積り依頼時に落下した、電池液漏れした、水に濡れた等の事実のご報告が無かった時は概算見積額を提示した場合でも概算見積額を破棄して新たにお見積りをして頂く事や修理不能で未修理返品させて頂く事が有ります。外部からは判断出来ない基板腐食等の場合も同様です。

10. 修理の取消し

修理業務の性質上、修理品弊社到着後の修理中止はご容赦願います。修理着手後の取消しは、修理完了前の場合は、部品代と当社規定の修理手数料（初期訪問出張を行った場合は、これに加え出張料）をご請求させていただきます。すでに修理が完了している場合は規定の修理料金を請求させていただきます。

11. 修理料金のお支払い

修理上がり品の納品の際に現金でお支払いください。

12. 補償限度

いかなる商品（部品やデータを含む）においても補償価格は10万円を限度とし、補償については修理を原則として対応致します。万が一補償が発生した場合でも、その商品の価値は、購入時の価格ではなく、減価償却後の残存価値、又は現在販売されている同等の商品の価格が対象となります。

13. 損害賠償

弊社ではいかなる場合にも、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害及び第三者からお客様になされた賠償請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。

附則（施行期日等）

この規約は、2006年9月1日より施行します。